

名称	地区の名称	面積 (ha)	地区整備計画																																																
			建築物等に関する事項																																																
			建築物等の用途の制限 (建築することができる建築物)	建ぺい率及び容積率の上限	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物等の高さの最高限度	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度	垣又はその他の構造の制限																																									
泊カツラギ 24.6ha	A地区	0.4	①住宅(長屋を除く。) ②①に掲げる建築物に附属するもの	建ぺい率 60% 容積率 200%	165㎡	①道路境界より 1.0m ②隣地境界より 1.0m	10m	5%																																											
	B地区	5.6	①共同住宅、寄宿舎 ②診療所 ③店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち次に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの ア 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。) イ 飲食店 ウ 理髪店、美容院又はクリーニング取次店、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗(質屋を除く。) エ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの オ 銀行の支店 ④九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認めるホテル ⑤①から④に掲げる建築物に附属するもの							敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 ①道路境界より 1.0m ②隣地境界より 1.0m	建築物等の高さの最高限度 10m	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度 5%	垣又はその他の構造の制限																																				
	C地区	2.5	①長屋 ②共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③診療所 ④市長が必要と認める研修施設 ⑤市長が必要と認める研究施設 ⑥前号に掲げる建築物に併設される工場で、九州大学学術研究都市づくりに資する市長が認めるもの(建築基準法別表第2(ク)項第1号に掲げるものを除く。) ⑦市長が必要と認める事務所 ⑧市長が必要と認める物品販売業を営む店舗(その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のものに限る。) ⑨①から⑧に掲げる建築物に附属するもの													敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 ①道路境界より 1.0m ②隣地境界より 1.0m	建築物等の高さの最高限度 10m	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度 5%	垣又はその他の構造の制限																														
	D地区	4.0	①長屋 ②共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③診療所 ④②に掲げる建築物の一階部分に併設される事務所、店舗その他これらに類する用途に供する施設(建築基準法施行令第130条の3第1号、第2号、第5号及び第7号に掲げるものに限る。)で各施設の床面積が150㎡以内のもの(建築物の一階部分に各施設の利用に供する共用部分がある場合にあつては、当該共用部分のうち、専ら各施設が専ら使用する部分の面積を各施設の面積で按分した面積を床面積に含めた施設で、市長が認めるものに限る。) ⑤市長が必要と認める研修施設 ⑥市長が必要と認める研究施設 ⑦市長が必要と認める事務所 ⑧①から⑦に掲げる建築物に附属するもの																			敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 ①道路境界より 1.0m ②隣地境界より 1.0m	建築物等の高さの最高限度 10m	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度 5%	垣又はその他の構造の制限																								
	E地区	0.8	①共同住宅、寄宿舎又は下宿 ②公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。)																									敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 ①道路境界より 1.0m ②隣地境界より 1.0m	建築物等の高さの最高限度 10m	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度 5%	垣又はその他の構造の制限																		
	F地区	2.5	③診療所 ④飲食店 ⑤スポーツの練習場、体育館又は水泳場 ⑥①から⑤に掲げる建築物に附属するもの																															敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 ①道路境界より 1.0m ②隣地境界より 1.0m	建築物等の高さの最高限度 10m	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度 5%	垣又はその他の構造の制限												
	G地区	0.8	①長屋 ②共同住宅 ③診療所 ④店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)。ただし、この場合における令第130条の5の2第3号及び第4号の規定の適用については、これらの規定中「50㎡以内」とあるのは、「150㎡以内」とする。 ⑤自動二輪車販売店舗で作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。) ⑥九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認めるホテル ⑦①から⑥に掲げる建築物に附属するもの																																					敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 ①道路境界より 1.0m ②隣地境界より 1.0m	建築物等の高さの最高限度 10m	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度 5%	垣又はその他の構造の制限						
	H地区	0.9	①長屋 ②共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③倉庫(建築基準法に規定する準住居地域に建築できないものを除く。) ④事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)で床面積500㎡以内のもの。 ⑤①から④に掲げる建築物に附属するもの																																											敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 ①道路境界より 1.0m ②隣地境界より 1.0m	建築物等の高さの最高限度 10m	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度 5%	垣又はその他の構造の制限
	I地区	0.5	①長屋 ②共同住宅 ③診療所 ④店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)。ただし、この場合における令第130条の5の2第3号及び第4号の規定の適用については、これらの規定中「50㎡以内」とあるのは、「150㎡以内」とする。 ⑤自動二輪車販売店舗で作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。) ⑥九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認めるホテル ⑦①から⑥に掲げる建築物に附属するもの																																																

